

令和3年 第2回 北海道議会定例会 一般質問 開催状況

開催年月日 令和3年6月23日(水)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>六 教育問題について</p> <p>(二) 子どもの権利と校則の在り方等について</p> <p>1 道立高校校則の実態について</p> <p>次に、子どもの権利と校則の在り方等についてです。文科省の「生徒指導提要」では、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定」するものと規定されています。</p> <p>しかし、我が会派が実施した「道立高校校則実態調査」の結果では、頭髪や服装に関し「ツーブロック禁止」「下着・インナーの色指定」など、合理的範囲を超える校則が確認されています。また、生徒に「地毛証明書」の提出を求める高校が42校確認され、中には「美容室のカラーサンプル規格4番以下の黒さ」と具体的な髪の色まで校則で明記している高校もありました。</p> <p>これらの規定が生徒指導提要でいう「必要かつ合理的範囲」と考えるのか、知事及び教育長に伺います。また、校則の内容について道教委は自ら実態を調査し、実態把握を行うべきではありませんか、教育長に伺います。</p> <p>2 校則の在り方等について</p> <p>道教委はこれまでも校則の積極的な見直しを促す通知を発出しています。しかし、校則において改正に関する規定がある学校は、我が会派の調査では1校にとどまっています。また、学校ホームページに校則を掲載しているのも1校だけでした。</p> <p>6月8日に出された文科省事務連絡では「見直しについて児童生徒が話し合う機会を設けたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある」と記されています。校則改正にあたっては、生徒の参加を保障し、生徒が自由に意見を表明する機会を確保したうえで行うべきと考えますが、いかがですか。</p> <p>また、校則の積極的な公開を促すうえでも、各学校ホームページにおいて掲載など公開をすすめるべきではありませんか。</p> <p>校則の見直し及び公開について、知事及び教育長の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、教育施策に関し、まず校則についてであります。学校は、心身の発達過程にある生徒が集団で生活を送る場であり、一定の決まりが求められていることから、必要かつ合理的な範囲内で校則が定められていると認識をします。</p> <p>一方で、校則の内容が、「必要かつ合理的な範囲」を逸脱しているのではないかと指摘を受けることもあると承知をしております。</p> <p>学校を取り巻く社会環境が常に変化する中、校則の内容は、生徒の実情や社会の常識、時代の進展等を踏まえ、絶えず積極的な見直しを行うことが大切であり、各学校の状況に応じて、適切に対応されるべきものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>最後に、校則の見直し等についてであります。校則の内容は、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等に応じて見直すことが大切でありまして、見直しに当たっては、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、生徒と保護者が参加した上で行うことが望ましいと考えているところであります。</p> <p>この度、文部科学省から、校則の見直しに関し、取り扱いの事例が示され、その中で、校則をホームページに掲載した事例なども紹介されておりまして、各学校におきましては、こうした事例も参考としながら、適切に対応していただきたいと考えております。</p>